



八 監 第 4 1 4 号
令 和 3 年 1 2 月 2 8 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による選挙管理委員会事務局の監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

選挙管理委員会事務局

3 監査の範囲

令和3年度（令和3年9月末現在）における選挙管理委員会事務局の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和3年9月13日から同年12月24日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、所見（指摘事項）は、次のとおりである。

所見

区 分	内 容
指摘事項	<p>1 支給事務の手續について</p> <p>投票立会人の報酬については、八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 49 年八千代市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 3 項の規定により、その職務を行った日について、条例別表第 4 に定める報酬を支給することとされている。</p> <p>しかしながら、令和 3 年 5 月 23 日に執行された市長選挙及び市議会議員補欠選挙の投票立会人のうち 1 名については、条例第 14 条の規定による報酬を支給しない者に該当するとの誤認により、報酬が支給されていなかった。</p> <p>今後は、適切な支給事務を行われたい。</p>